

居宅介護支援事業所 椿の里 重要事項説明書(目次)

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
- 2 居宅介護支援事業所 椿の里 の概要
 - (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域
 - (2) 同事業所の職員体制
 - (3) 営業時間
- 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容
- 4 利用料金
 - (1) 利用料
 - (2) 交通費
 - (3) サービス実施記録の複写物の交付に係る費用
 - (4) 解約料
- 5 サービスの利用方法
 - (1) サービスの利用開始
 - (2) サービスの終了
 - ① ご契約者様のご都合でサービスを終了する場合
 - ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - ③ 自動終了
 - ④ その他
 - ⑤入院時の取り決め
 - (3) サービス(契約)の自動更新
- 6 当事業所の居宅介護支援の特徴等
 - (1) 事業の目的
 - (2) 運営の方針
 - (3) 居宅介護支援の実施概要等
 - (4) サービス利用のために
- 7 サービス内容に関する苦情
 - (1) 当事業所ご契約者さま相談・苦情担当
 - (2) その他
- 8 虐待の防止について
- 9 身分証携行業務について
- 10 衛星管理等について
- 11 業務継続計画の策定について
- 12 緊急時の対応方法
- 13 事故発生時の対応
- 14 秘密の保持について
- 15 当事業所の概要

居宅介護支援事業所 椿の里 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

受付日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）

電話 (0823)31-5877（午前8時15分から午後5時15分まで）

担当 前藤 良二

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所 椿の里 の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 椿の里
所在地	広島県江田島市江田島町切串1-37-21
介護保険指定番号	3473100570
サービスを提供する地域*	江田島町・大柿町・能美町・沖美町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護支援専門員	1名		1名	サービス事業所との 連絡調整・ケアプランの作成等
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名	

(3) 営業時間

営業日	月・火・水・木・金 8:15～17:15
休業日	土曜日・日曜日 と 祝祭日 及び12月30日～1月3日

* 緊急連絡電話 (0823) 40-1101

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み
- 居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して重要事項の説明を行います。
(当事業所と契約するか、どうかお決めいただきます。)
- 居宅サービス等に関する契約を行います。
- ケアマネージャーがお宅を訪問し、ご契約者の解決すべき課題を把握します。
- 複数のサービス提供事業者の内容や料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。
- 提供する居宅サービスに関して、居宅サービスの原案を作成します。
- 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者との調整を行います。
- サービス利用票、サービス提供票の作成をおこないます。

サービス利用

- ご契約者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。
- 毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します。
- ご契約者の状態について定期的な再評価を行います。
- 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、**介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。**

*但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

・居宅支援料

要介護1又は2	10,860円/月
要介護3、4又は5	14,110円/月

・加算

初回加算 (新規居宅サービス計画作成、要介護状態2区分以上の変更)	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院した日のうちに情報提供した場合	2500円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ) 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合	2000円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ 入院または入所期間中1回を限度 情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合	3000円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ 入院または入所期間中1回を限度 情報提供をカンファレンスにより1回受けた場合	6000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ 入院または入所期間中1回を限度 情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合	6000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ 入院または入所期間中1回を限度 情報提供を2回、内カンファレンスにより1回以上受けた場合	7500円
退院・退所加算(Ⅲ) 入院または入所期間中1回を限度 情報提供を3回以上、内カンファレンスにより1回以上受けた場合	9000円
緊急時等居宅カンファレンス加算 1月に2回を限度に	2000円

(2) 交通費

交通費は無料です。

(3) サービス実施記録の複写物の交付に係る費用

サービス実施記録の複写物の交付に係る費用は無料です。

(4) 解約料等

- ご契約者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス提供をキャンセル、又は中断する場合は、事前に連絡先までお電話下さい。
- 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等についてご契約者が行った依頼等を取り消す場合も速やかに連絡先までお電話下さい。
- 解約についてご契約者は文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご契約者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご契約者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご契約者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご契約者様がお亡くなりになった場合

④ その他

ご契約者様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

⑤ 入院時の取り決め

入院時には、入院中・入院後の連携強化の観点から入院先の病院に、下記の事業所名と担当の介護支援専門員の氏名を連絡して頂く必要があります

連絡先事業所名	担当者	住所	電話番号
居宅介護支援事業所 椿の里	前藤良二	江田島町切串1丁目37番21号	0823-31-5877

(3) サービス(契約)の自動更新

契約満了日までに、ご契約者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

事業者は居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- 1) 事業者(居宅介護支援事業者)は、ご利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、ご利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- 2) 居宅介護支援にあたっては、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じてご利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- 3) 居宅介護支援にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- 4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- 5) ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- 6) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、ご利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行う事により、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、ご利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 7) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

(3) サービス利用のために

事項	備考
調査(課題把握)の方法	厚生労働省が指定する課題分析標準項目(23項目)を満たした課題分析様式
介護支援専門員への研修の実施	地域ケア会議及び居宅介護支援事業者の連絡会に参加しています。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

受付日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（ただし、12月30日～1月3日及び祝祭日を除く）
 受付時間 (0823)31-5877（午前8時15分から午後5時15分まで）
 担当 前藤 良二

担当者は常にご契約者の立場に立ち誠意を持って対応いたします。担当者不在の場合には、受け付けた職員は担当者に報告し担当者は、電話訪問などを行い速やかに解決を図るよう努めます。

(2) その他

当事業所以外に、区市町及び広島県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

江田島市福祉保健部 高齢介護課 電話 (0823)43-1651
広島県国民健康保険団体連合会 電話 (082)554-0783

8. 虐待の防止について（R6.4.1）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：前藤良二
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身分証携行義務（R6.4.1）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10. 衛生管理等（R6.4.1）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定等について (R6.4.1)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族へ連絡いたします。

主治医	病院名・主治医	
	電話番号	
ご家族	続柄・氏名	
	電話番号	

13. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご契約者様がお住まいの市町、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生をふせぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご契約者様にたいして賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。

14. 秘密の保持について

- (1) 事業者は、サービス提供をする上で知り得たご契約者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご契約者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、ご契約者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

15. 当事業所の概要

名称・法人種別	有限会社 椿会	
代表者役職・氏名	取締役 西林 慎治	
本社所在地・電話番号	広島県江田島市江田島町切串1-37-21 (0823)31-5877	
定款の目的に定めた事業	1、介護保険法による指定居宅介護支援事業、 指定訪問介護事業、指定訪問看護事業、指定通所介護事業 2、介護保険法による介護予防通所事業、介護予防居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業 3、介護保険法による指定短期入所生活介護支援事業 介護予防短期入所生活介護事業 4、介護保険法適用外通所サービス事業 5、医療福祉用電動ベッド、車椅子並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売 6、職業安定法に定められた民営有料職業紹介事業 7、労働者派遣事業法に基づく一般、特定労働者の派遣事業 8、上記各号に附帯する一切の事業	
営業所数等	居宅介護支援	1ヵ所
	短期入所生活介護	1ヵ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 江田島市江田島町切串一丁目37番21号

名称 有限会社 椿会 印

説明者 居宅介護支援事業所 椿の里

氏名 前藤 良二

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

ご契約者

住所

TEL

氏名

印

代理人

氏名

印